平成２７年（フ）第１３６８号
福岡県筑紫野市大字山家2768番地８
債務者　久富　佳代
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８２号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番30―905号
債務者　曽我部暁乃
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目51番25号（２Ｆ）
債務者　喜島　正幸
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道沙流郡日高町富川西２丁目６番15号
債務者　大石　政勝
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道日高郡新ひだか町静内本町３丁目１番12号　佐々木マンション　２Ｆ
債務者　佐々木美和子（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
岩手県久慈市長内町第７地割24番地６　二又アパート５号、旧住所岩手県久慈市荒町第３地割12番地５
債務者　柴田　直人
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第５８１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東４丁目22番46号　コーポアンデルセンⅡ206、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目21番地の20　クレール鶴ヶ谷102
債務者　高鷹　英子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９４号
仙台市若林区かすみ町10番37号　コーエーハイツ201
債務者　棟形　由紀
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
福島県西白河郡矢吹町三城目296番地１
債務者　瀬谷　綾夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
群馬県太田市小舞木町307番地　ツインハイツＫ２―213号
債務者　遠坂　敏光
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２７号
千葉県館山市長須賀448番地の７　花の岬ハイムホロンルーム
債務者　雪ノ浦友美子（旧姓堀本）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第７７号
富山県射水市太閤山10丁目２番地　県営住宅37―102
債務者　沖　　昭義
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３４３号
兵庫県高砂市曽根町809番地の８
債務者　酒井加代子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３５３号
兵庫県姫路市北八代１丁目13番12―202号　メゾン北八代、従前の住所兵庫県西宮市山口町下山口４丁目17番24号
債務者　橋本　壽子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５８号
兵庫県加東市平木1280番地　鴨川団地３号
債務者　藤井　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県小野市粟生町660番地の１
債務者　三村　聡美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５５８号
広島市南区出汐１丁目３番16―501号　ラウンドハウスはた
債務者　畑　　幹夫
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部